

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	NISSOホールディングス株式会社	コード	9332
提出日	2025/6/10	異動(予定)日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。 ・2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって社外取締役石田章氏が退任となることから、同氏の記載を削除するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	福井 順一	社外取締役	○							△									
2	浜田 幸輝	社外取締役	○							△									
3	大野 美樹	社外取締役	○														○		
4	坂野 英雄	社外取締役	○										△						

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	福井順一氏は、2005年まで当社連結子会社である日総工産株式会社の主要な取引先である株式会社日本不動産銀行(現株式会社あおぞら銀行)の業務執行者でした。	福井順一氏は、企業経営に関する見識と経験を有するほか、経営企画、広報等に関する豊富な経験と実績を有しております。社外取締役としての客観的な立場で取締役会において助言、支援等を果たしていただけたものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社連結子会社である日総工産株式会社の主要な取引先である株式会社あおぞら銀行の前身である株式会社日本不動産銀行に入社し、2005年まで業務を執行しておりましたが、退職してから相当な期間が経過し、出身会社の意向に影響される立場にないと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。
2	浜田幸輝氏は、2012年まで当社連結子会社である日総工産株式会社の主要な取引先である株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でした。	浜田幸輝氏は、金融機関及び他社における取締役などの見識と経験が豊富であります。その見識や経験を活かして、特に会社経営及びリスク管理について、客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけたものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。同氏は、当社連結子会社である日総工産株式会社の主要な取引先である株式会社三菱UFJ銀行の前身である株式会社三菱銀行に入社し、2012年まで業務を執行しておりましたが、退職してから相当な期間が経過し、出身会社の意向に影響される立場にないと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。
3	該当事項はありません。	大野美樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての見識と経験を豊富に有しております。その専門的な知識・経験に基づく客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけたものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。
4	坂野英雄氏は、2005年まで当社の会計監査人である新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)の業務執行者でした。	坂野英雄氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての見識と経験が豊富であります。その専門的な知識・経験に基づく客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけたものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。同氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の前身である新日本監査法人において2005年まで業務を執行しておりましたが、同監査法人を退職してから相当な期間が経過し、同監査法人の意向に影響される立場にないと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。